

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF  
CONSTRUCTION AND ECONOMY

# 研究所だより

No. 60

'94 1

## CONTENTS

I. 国際マクロ経済動向	.....	1
II. 主要ゼネコン35社の受注と利益	.....	7
III. ニューヨーク事務所から	.....	10
——米国経済の動き——		
——下請ボンドの落とし穴(その1)——		



RICE

財団  
法人

建設経済研究所

〒106 東京都港区麻布台二丁目4番5号 ミニック39森ビル

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

保存用

## I. 国際マクロ経済動向

欧州では年2回主要15ヶ国の調査・研究機関によるユーロコンストラクト会議が開催される。この会議では欧州の建設活動を初め、マクロ経済動向、各国別建設投資予測等の報告が実施される。

そこで、今回は昨年12月に実施されたミュンヘンの会議より、国際マクロ経済動向、各国別建設投資動向についてその概要を紹介する。

全世界の総生産額の3分の2を占める西側工業国にとり、1993年は経済成長に関しては満足のいかない年であった。概して、需要と生産はわずか0.5%の伸びに留まり、1982年以来最低であった。物価上昇率については適当な数値であった。

アメリカの実質GDP伸率は2.5%である。税率は記録的に低く、経済的にも活気づいている。日本と西ヨーロッパは昨年半ばまで停滞し、景気後退の傾向が経済的要因、構造的要因により続いた。

結局日本の1993年の総生産は、財政政策が景気拡大を刺激しても、前年をkarouじて上回っただけである。しかし、企業や家計の金融引き締め傾向はなおも継続している。さらに、強硬な円高は、経済成長のあしかせになっている。

西ヨーロッパでは、1993年のGDPは1992年に比較して0.5%減少した。経済政策は概して効果的に作用はしたものの、企業の生産能力は減少し、失業はいたるところで増加した。国家支出はおそらく1992年のレベルに下降し、個人消費は0.5%減少した。投資総額は4.5%の減少である。

1994年は、西側の工業国にとり経済成長が全体的に浸透することが期待されている。世界経済の発展に伴い、下記事項が予測される

- ・西ヨーロッパの工業国にとり、輸入原油価格は1993年と同様17ドルの低価格を維持するであろう。原油輸出国は割当額の増額を希望しているが、世界的な需要は急激に伸びる可能性は少ない。
- ・ドルベースの基本工業原料価格の上昇は、年度後半ずれこむであろう。

需要は全般的に増加しているが、それにみあう十分な供給があるからである。

- ・ U Sドルはドイツマルクに対して年度を通して上昇するであろう。なぜならば、米国は税制政策が違い、西ヨーロッパ、ドイツに比べて経済成長が著しい等の理由からである。
- ・ 発展途上の東南アジア諸国では力強い経済成長が見られ 6.5%の生産性の伸びが見られるであろう。中国では10%を越える成長が見込まれている。
- ・ 湾岸地域の消費、生産は5%の伸びになる。
- ・ 南アメリカの成長率は再度3%になる見込である。
- ・ 中央及び東欧の生産額は1994年に底をつくであろう。

西側工業国では 1.5~2%の成長が可能であろうが、労働市場の好転は期待できない。消費者物価は再び 2.5%の上昇のみ通しである。世界各国との貿易額は1993年は3%の成長であったが、94年は5%の成長になるであろう。

アメリカにおける消費と生産は、熱烈な投資への期待に刺激され 2.5%の上昇が見込めるであろう。金融政策では増税と財政支出の抑制が要求されている。F R Bは年内に公定歩合の引き上げに踏み切るかもしれない。

日本が景気後退から立ち直るのは1994年の終わり頃であろう。規制緩和が実施されても、企業の活動領域は経済原則により管理されている。さらに円が対外的に強くなる可能性があり、輸出が抑制され、輸入が増加する。

西ヨーロッパで1994年は経済成長が全体的に期待されている。ユーロコンストラクトの加盟国による実質G D P伸率は、約1%である。

経済政策は全般に効を奏している。外国為替は、より一層為替レートメカニズムによる管理を受けることになるであろう。金利の方向転換は現存する政策のなかでは、投資環境を妨げる政策であると見られている。短期金利は、1988年に初めて長期金利を下回って以来、再度低下するであろう。1993年に変更された為替レートはより広範な変動幅があり、これにより金融政策にも変化が見られる。中央銀行はさらにインフレへの規制を追及している。ドイツマルクの為替レートは注意深く監視されている。西欧でさらに為替レートに関する問題が生じないかぎり、世界的な為替レートに近づく様な

傾向は見られない。とにかく、様々な通貨（リラ、ペセタ、スウェーデンクローネ、フィンランドマルク）に対する評価は低い。

金融政策は、1993年に比べてもより引き締めを迫及している。なぜならば、国家の赤字がGDPに比較して非常に高いレベルにあるからである。税金、金利、物価は上昇するであろう。国家支出は切り詰められるが、インフラへの投資は国内需要を現実刺激するものとして、増額が期待されている。さらに国家予算を増額するためには、公営企業の民営化が非常に効果的であろう。

西欧の全体的な経済発展は、あらゆる需要の集結により活気づくであろう。ユーロコンストラクションの加盟国による1994年の予測は、国家消費の伸びは0.5%である。個人消費に関しても、同様の伸びが予測されている。景気停滞が継続し、回復は1994年後半であろう。雇用の伸びが思うように期待できないため、実質可処分所得は94年中頃から減少するであろう。消費が伸びるのは、経済環境が好転するまでは不可能であろう。というのは貯蓄が減少しているからである。金利の低下にもかかわらず、個人消費が現状のままであるということは、雇用環境の問題である。1994年はほとんどの国で失業が増加するであろう。

投資のための総支出額は1.5%の増加が予測されている。減税と需要の伸びにより、投資には勢いがつく。生産性が向上し経費削減を実施すれば、企業の展望は明るい。

企業による投資は、過去数年間、経済状況の悪化により抑制されてきたが、今再び投資が開始されれば、需要はさらに伸びてくるだろう。経済環境の明るい予測は、ビル建設に弾みをつけ、短期金利の低下は財政投資に有利に働くであろう。

投資環境は、輸出の見通しが好転すればさらに活性化する。これは、ヨーロッパ内の貿易のみならず、第三国との貿易にもあてはまる。ユーロコンストラクトの予測によれば、西欧の国家的な輸出額は4.5%増加するであろう。その後西欧の経済環境が好転すれば輸入が3%上昇するであろう。

物価は徐々に上昇するであろう。国内の経費は徐々に上昇し輸入価格はインフレーションを引き起こし、経済は高原状態を維持する。年間では、消費者物価は3%～3.5%上昇する。各国により、税率、金利、賃金の見直しのレベルが異なるため、自動安定政策にも差異が見られる。

1994年の年頭として、西側の工業国、西欧の経済環境は全般的に明るい。1996年まで実質GDP成長は2.5%伸びる。その後潜在能力の減少に陥る。輸出と投資への支出により、需要は出てくる。個人消費は雇用環境が好転して初めて伸びるであろう。インフレは管理され、物価上昇も穏やかである。

(担当 小嶋)

西ヨーロッパ諸国GDP推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
ベルギー	167.7	170.9	172.2	169.6	169.6
デンマーク	107.5	108.8	110.1	110.1	112.8
ドイツ	1,312.2	1,360.7	1,382.5	1,354.8	1,368.4
フィンランド	88.9	82.6	79.3	77.3	78.1
フランス	1,001.9	1,007.9	1,020.0	1,004.7	1,012.7
イギリス	828.6	810.3	806.3	820.0	841.3
アイルランド	31.9	33.3	34.6	35.1	36.3
イタリア	926.2	938.3	946.7	943.9	950.5
オランダ	239.6	244.7	248.1	248.1	250.6
ノルウェー	71.2	71.3	72.7	73.6	74.8
オーストリア	102.1	105.2	106.7	106.0	107.6
ポルトガル	63.1	64.4	65.1	64.8	65.5
スウェーデン	197.4	194.1	198.8	185.4	187.7
スイス	194.3	194.3	194.1	194.1	196.8
スペイン	430.3	439.7	443.3	439.7	445.4
合計	5,762.9	5,826.5	5,880.5	5,827.2	5,898.1

単位：10億ECU 1992年価格

GDP伸率推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
ベルギー	3.3	1.9	0.8	-1.5	0.0
デンマーク	2.0	1.2	1.2	0.0	2.5
ドイツ	5.1	3.7	1.6	-2.0	1.0
フィンランド	0.0	-7.1	-4.0	-2.5	1.0
フランス	2.4	0.6	1.2	-1.5	0.8
イギリス	0.4	-2.2	-0.5	1.7	2.6
アイルランド	9.7	4.3	3.9	1.5	3.5
イタリア	2.1	1.3	0.9	-0.3	0.7
オランダ	4.1	2.1	1.4	0.0	1.0
ノルウェー	1.1	0.1	2.0	1.2	1.7
オーストリア	4.6	3.0	1.5	-0.7	1.5
ポルトガル	4.1	2.1	1.1	-0.5	1.0
スウェーデン	0.4	-1.7	-1.7	-2.8	1.2
スイス	2.3	0.0	-0.1	0.0	1.4
スペイン	3.6	2.2	0.8	-0.8	1.3
合計	2.8	1.1	0.8	-0.8	1.2

単位：10億ECU 1992年価格

欧州諸国主要指標

単位：	%	ECU		戸
		建設投資対GDP比率	一人当たり建設投資額	
ベルギー	12.1		2,085	4.6
デンマーク	11.0		2,344	3.1
ドイツ	10.6		2,243	4.9
フィンランド	13.6		2,139	7.3
フランス	11.7		2,084	4.8
イギリス	8.0		1,119	2.9
アイルランド	13.0		1,268	6.2
イタリア	12.5		2,075	4.9
オランダ	10.8		1,752	5.6
ノルウェー	13.1		3,190	5.2
オーストリア	23.6		2,210	4.2
ポルトガル	13.4		882	6.6
スウェーデン	13.0		2,968	6.6
スイス	13.8		3,881	5.1
スペイン	14.5		1,656	5.8
合計	11.6		1,938	4.8

## Ⅱ. 主要ゼネコン35社の受注と利益

——10年間の推移と93年度期首及び中間予測の比較——

主要ゼネコンの受注と利益の推移については、『日本経済と公共投資 No.21、22』および『研究所だより 93年8月号』等で既に取り上げられており、<sup>(\*)</sup>ここでは過去10年間の推移についての説明は省略し、93年度期首及び中間時点での予測の相違について見てみよう。

(\*)これまでのデータは40社。今回のデータは決算期の異なる5社を除いた35社。

### 【受注】

93年度期首予測では20.8兆円と対前年比7.8%増を見込んでいたが、長引く民間設備投資の低迷に加え、ゼネコン汚職の影響で、中間決算時の予測では17.5兆円と大幅な下方修正を余儀なくされている。また、受注予測総額の構成比を見ても、大手4社のそれは30%と過去10年間で最低となっている(図-1)。

### 【経常利益】

期首予測では、5,790億円と対前年比22.7%と前年同様、急激なダウンとなっていたが、中間決算時予測では5,927億円と大手を中心にやや持ち直している(図-2)。

(担当 堀川)

図-1 大手4社と準大手31社の受注の推移(%)

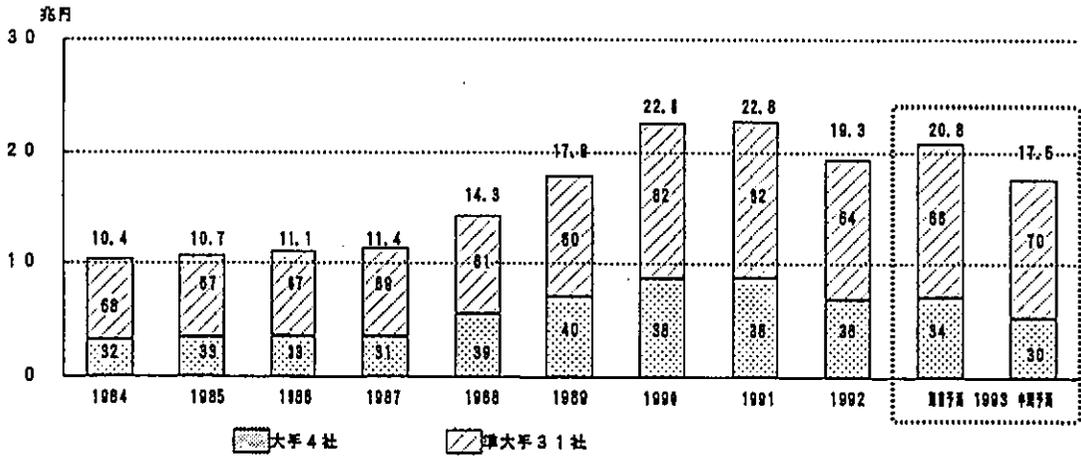
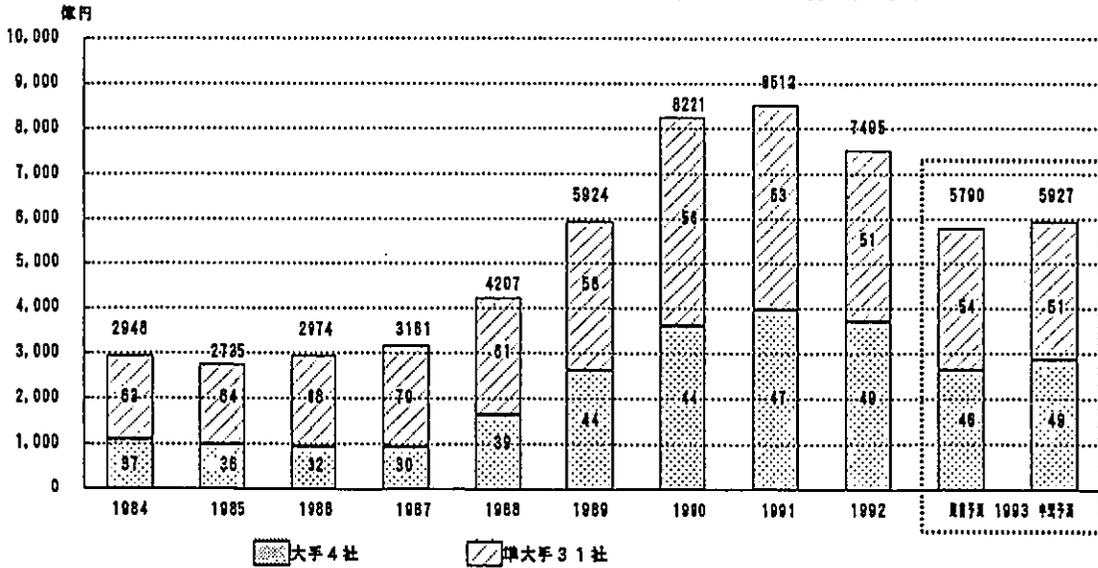
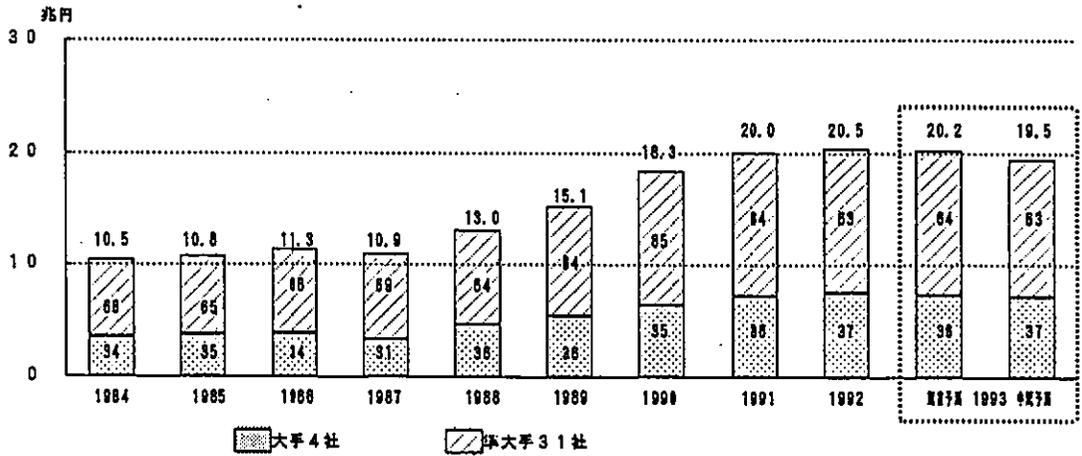


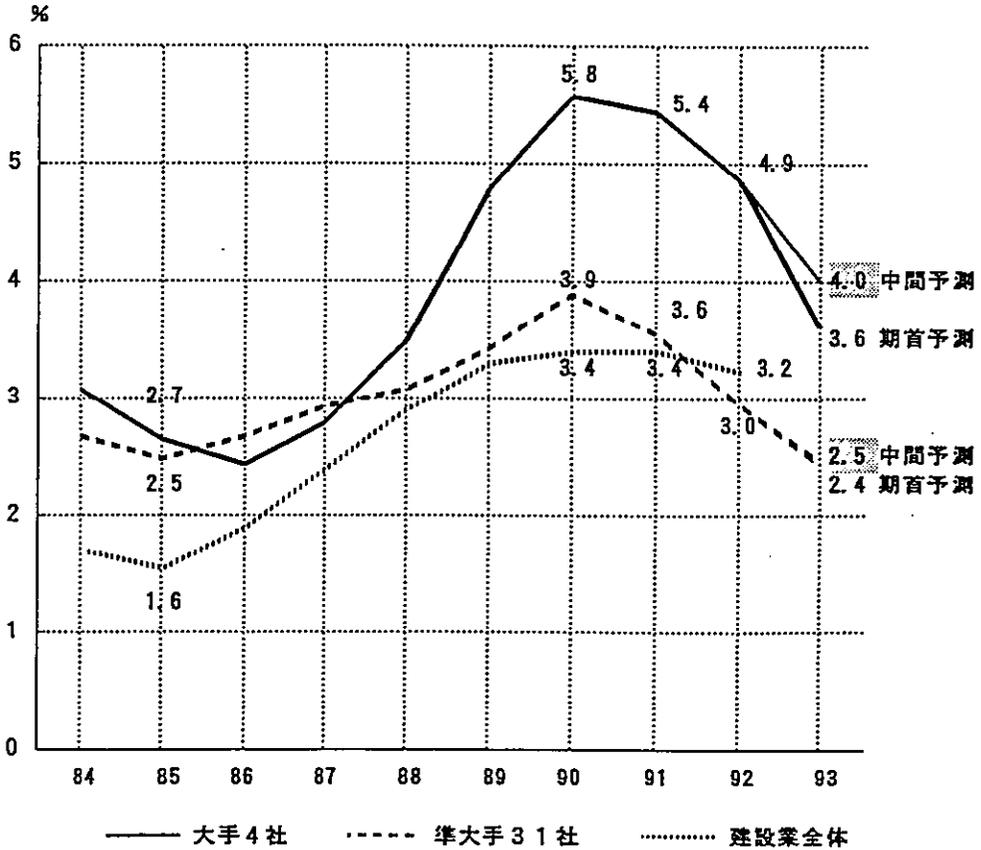
図-2 大手4社と準大手31社の経常利益の推移(%)



大手4社と準大手31社の売上高の推移(%)



対売上高の経常利益率の推移



### Ⅲ. ニューヨーク事務所から

ニューヨークからは、最近の米国経済の回復状況に関するレポートと、ボンド制度のある事例について紹介する。

#### —— 米 国 経 済 の 動 き ——

##### 《クリントンの94年施政方針》

クリントン大統領は、1月1日、新年のラジオ演説を行い、94年の課題として①健康保険改革②犯罪対策③雇用対策の三つを挙げ、国民生活に直結する内政課題に全力を注ぐことを「新年の決意」として公約した。大統領はこの中で、米国経済が回復基調にあることを強調しながら、この上昇基調を継続するとともに中産階級の雇用の確保と所得増進のため、なお一層の努力が必要と述べ、依然「経済」が米政府の重要課題である点を訴えた。さらに大統領は、1月25日米上下両院合同本会議で一般教書演説を行い、政権2年目の施政方針演説を行った。この中で、政府が取り組むべき最優先の課題として内政改革を取り上げている。経済政策に関しては、「財政赤字縮小、インフレ抑制、低金利、貿易障壁縮小、投資拡大等」が経済回復の要因としてとられ、これらの実現に向け最大限の努力をする決意を表明している。

このように大統領は、国民がこれまで深刻に感じてきた身の回りの不安を解消するとともに、雇用創出面等において未だ不十分な国内経済の安定拡大に本腰を入れて取り組む決意を表明している。

##### 《経済回復は本物か》

米国商務省が発表（12月22日）した、93年第3四半期（7月～9月）の実質GDP（国内総生産）確報値は、季節調整済（年率）で前期比2.9%の増加となり、暫定値の2.7%増から上向き改定された。第1四半期の0.8%、第2四半期の1.9%に比べると大幅な伸びとなっている。

また、先行経済指標の幾つかにおいても、ここ数カ月間に連続して改善がみられるなど景気回復の足どりは堅調となっている。第4四半期のGDP成長率は、年率にして4.5%前後になるものと予想し、加えて94年第1四半

期は、僅かながら減速するものの年率3%程度の緩やかな拡大を予測している。

さらに、同省が発表（1月3日）した93年11月の建設支出額（季節調整済・年率）は、4,977億ドル（前月4,889億ドル）、対前月比1.8%の増加となり、5月以降7か月連続で増加が続いている。特に、低金利に支えられた消費者の住宅に対する購買意欲の高揚と、いわゆる「ベビーブーマー世代」の住宅取得時期とが相まって、住宅関連の建設支出額の伸びが著しい。また、住宅の建築許可戸数、建築着工戸数、販売戸数をみてもいずれも高水準に推移している。建設支出、とりわけ住宅関連の好調な伸びは、米国の経済回復の牽引役を引き続き務めるものと思われ、この拡大傾向は94年前半も維持するものと予想している。このように、建設関連の各指標からも米国経済は順調に回復していることがわかる。

一方、全米製造業者協会も、輸出の回復などを背景に94年と95年のGDP伸び率はともに3.0%前後の緩やかな成長が続くとする念頭の経済見通しを発表（1月11日）した。これによると、94年はこれまで景気を支えてきた個人消費と住宅投資は一服するものの、設備投資を中心とする企業の投資活動が引き続き順調に推移するほか、年央以降、輸出が本格的に回復するとしている。特に輸出に関しては、アジアや中南米の新興市場が日本や欧州向けの不振をカバーするとみており、94年に6.3%、95年に7.5%と比較的高い輸出の増加を見込んでいる。これを裏付けるかのように、商務省から発表（1月19日）された93年11月の貿易収支によると、米国の貿易赤字は101億6,900万ドルとなり、前月に比べ6.7%減少し、さらに季節調整前で発表された対日赤字も47億4,700万ドルと前月比で2.9%減となった。11月の貿易赤字が微減となったのは、輸出が前月とほぼ同じ400億6,700万ドルだったのに対して、輸入が原油価格の下落などで502億3,500万ドルと前月に比べて微減したことによる。しかし、全体に占める対日赤字の割合は10月の44.8%から46.7%に増加している。また、93年の貿易赤字累計額（推計）をみると、1,187億ドル規模となり、92年の845億ドルから4割強も増える見込みである。88年の1,185億ドル以来、貿易赤字が5年ぶりに高水準となることが確実な情勢となっている。これらの状況は、今後大詰めを迎える日米包括経済協議で、米国が日本の市場開放を要求する大きな根拠となりそうである。

### 《雇用なき経済回復》

米国労働省は、93年12月の全米の失業率（季節調整済・年率）を発表（1月9日）したが、これによると12月の失業率は6.4%となり、10月（6.7%）、11月（6.5%）からさらに低下し、91年1月の6.3%以来約3年ぶりの低水準となった。

非農業部門の雇用者数（季節調整済）は前月比20.8千人も増加し、雇用情勢の改善を明確に示している。日本や欧州を尻目に米国の経済は軌道に乗り、94年前半には失業率も90年以来はじめて6%を割り込むことが予想されている。

しかしながら一部の専門家は、今後の不安材料として、ドルの急速な上昇による輸出の伸び悩みや日本、欧州の景気対策の遅れ、インフレ懸念から米金融当局による早期の金融引き締めの可能性などを指摘している。仮に94年の米国失業率が4年ぶりの低水準に下がったとしても、改善の内容はサービス業種が大部分であろうと言われている。また、全米の失業率はここ1年間に改善されてきているとはいえ、向上の超過勤務の延べ時間は記録的にハネ上がっているともいわれており、専門家が指摘する、いわゆる「雇用なき経済回復」の本質は変わっていないとの見方が一般的である。

クリントン大統領が93年夏東京サミットで「景気が回復しても良質の雇用が減り続ける現代社会の問題点を語り合おう」と提唱した「雇用サミット」は、早くも94年2月以降に繰延べとなっており、指摘されている雇用問題はそのまま先送りの状態にある。

米国経済の景気回復が緩慢な原因の一つは、大企業のリストラによる従業員のレイオフといわれており、こうした雇用不安は今後消費者の購買意欲を大きく後退させ、景気の回復力を削ぐことになる。特に、航空宇宙産業や防衛産業の大幅な予算削減は、事業規模の縮小を招き、熟練ブルーカラー層の失業問題を急浮上させている。これらの対策が急務となっている現在、多方面から、思い切った公共土木事業計画の即時断行が必要との声が上がっており、全米の道路、橋梁、鉄道等インフラへの積極的な建設投資が求められていることが注目される。

### 《地震と寒波の影響》

年明け早々に、北東部及び中西部を襲った記録的な異常寒波とロスアンゼルスの大地震は、米国経済にどのような影響を与えるのか、関係者はそれぞれ

れの立場から調査を始めている。異常寒波によって、消費者需要は低下し、企業の生産活動も悪影響を受けている。多くの工場が閉鎖や操業率低下に追い込まれ、特に気象条件に左右される建設部門は大きな打撃をうけるものと思われており、これまで上昇を続けてきた建設関連の各指標の先行きは予断を許さない。しかし、大地震においては分断されている道路交通網や、住宅等の復興需要が成長率を押し上げる可能性もあるため、暫くの間、建設関係の各指標は目が離せない状況にある。

### 《建設業界の景況感》

最後に、建設業界の最近の景況感を紹介したい。

Dun & Bradstreet Corp's (D & B社) が、93年11月中旬に全米 200社の建設業経営者に対して実施した建設業景況調査によると、建設業界の先行きは未だハッキリとした回復とまではいっていないとするものの、短期的に見て多くの建設業経営者は、受注量と雇用状況の見通しについて、非常に高い水準になるものとし楽観的な見方をしていることが分かった。特に、住宅関連においては、20年来の低金利に支えられ全ての地方で需要が伸びている。また、商工業部門より、住宅部門及び公共事業の伸びが大きい傾向にあることも分かった。しかし、この楽観的な見方は向こう3か月の短期予測であり、長期的にみるとインフレの懸念や政府の経済政策の先行き不透明感は払拭できないとしている。

現状での景況感をみても、受注指数は前年同月(92年11月)のマイナス12から18ポイント上昇しプラス6、雇用指数は同マイナス12から5ポイント上昇しマイナス7、また価格指数は同プラス8から6ポイント上昇しプラス14と各々上昇している。

さらに向こう3か月の景況感をみても、受注指数は前年同期のマイナス2からプラス14へと大幅に上昇している。雇用指数は同マイナス1から10ポイント上昇しプラス9となり、また価格指数は同プラス7から8ポイント上昇し15となっている。

(担当 細越)

表-1 全米失業率

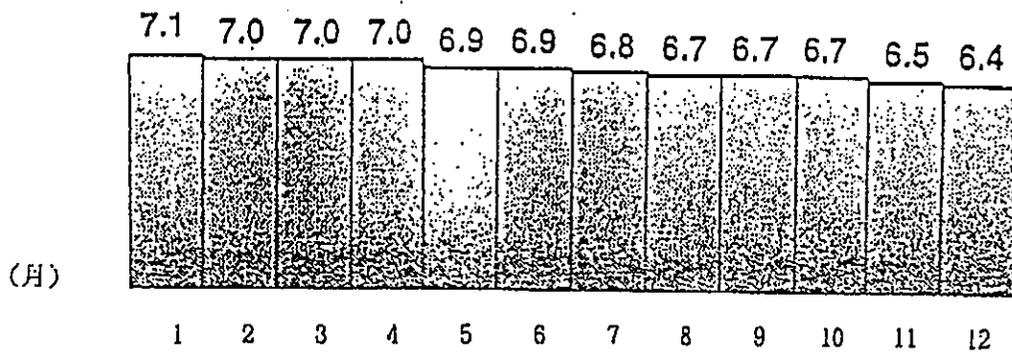
(單位：千人)

年 月	雇用労働者数	失業者数	失業率 (%)
1992年12月	118,155	9,314	7.3
1993年11月	120,332	8,330	6.5
1993年12月	120,661	8,237	6.4

[資料：米労働省（季節調整済・年率）]

図-1 全米失業率（93年月別）

(單位：%)



[資料：米労働省（季節調整済・年率）]

表-2 全米11州の雇用状況 (1993年12月)

(単位：千人)

州	雇用労働者数	失業者数	失業率 (%)	
			11月	12月
カリフォルニア州	13,969	1,325	8.6	8.7
フロリダ州	6,357	478	6.5	7.0
イリノイ州	5,846	346	5.9	5.6
マサチューセッツ州	2,939	197	6.6	6.3
ミシガン州	4,350	351	7.0	7.5
ニュージャージー州	3,698	281	6.2	7.1
ニューヨーク州	7,814	646	7.5	7.6
ノースカロライナ州	3,368	144	3.9	4.1
オハイオ州	5,216	347	6.5	6.2
ペンシルベニア州	5,642	378	7.2	6.3
テキサス州	8,414	580	6.9	6.4
全米	120,661	8,237	6.5	6.4

[資料：米労働省 (季節調整済・年率)]

グリフィン、コーレイン&マーシャル法律事務所の「WHAT GO WRONG WITH SUBCONTRACTOR BONDS」と題する論説（CONTRACTOR, REB. 1993）を紹介する。これは、保証会社（SURETY COMPANY）が発行する下請ボンドが必ずしも元請のリスクを完全にカバーしたものではないことに警鐘を鳴らすとともに、元請自身が工事施工途中でのリスク管理を、効率的かつ実務的に行うテクニックを明示したものである。米国のシュアティ・ボンド市場で実際に使われている下請ボンドの実態の一面を知る手掛かりとして、参考にして頂きたい。

このケース・スタディは、実際にあった話を基にしたものである。建設工事途中において発生する可能性のあるリスクを列挙することによって、今後同様のリスクに直面するかも知れない元請業者に役立てようとするものである。

#### （事 例）

建設業者であるあなたは、主な下請業者から下請ボンド（下請業者が元請業者に提出するペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンド）を取っていた。しかしながら、あなたは、事前に予防策を採っていたにもかかわらず、工事が危機に直面している。約定損害賠償（Inliquidated damages）が発生する恐れがあるばかりでなく、工事完成期限も近づいている。ドライ・ウォール工事の下請業者が倒産して、さらに工事が遅れる。契約履行に振り向かせる合理的見通しが立っていない。

賢い建設業者なら下請業者とその保証会社に特別通告書を出し、適当な治癒期間を与えるであろう。あなたは下請業者の債務不履行を理由に工事契約を解除する。あなたの最善の努力にもかかわらず、工事を完成しようとしている下請業者は、コスト・プラス・フィーを基礎として計算する以外に完成工事見積額を提示する方法がないであろう。

一方、保証会社は、あなたが行った契約解除は正当化できるかどうか疑問を持ち、そしてその契約履行を拒絶するであろう。そこで、あなたは、自社でドライ・ウォール工事を仕上げて、その費用の補填を下請ボンドに求めること以外に選択の余地がない。ドライ・ウォール工事を引き継ぐや工事のあちこちに欠陥があり、はぎ取ってやり直さねばならないことに気付く。

あなたは工事につき込む費用が増える一方で、ドライ・ウォール工事の遅

れと欠陥工事の影響を受けた他の下請業者の苦情にも対処しなければならない。あなたが工事を工期どおりに完成して、約定損害賠償の支払を免れたとしても、ドライ・ウォール工事につき込んだ費用は下請ボンドの保証総額を数万ドルも上回るであろう。少なくとも、損害額を減らすためには、下請ボンドが保証した金額の支払を受け取れるようにすべきである。ところが、あなたはさらにほかのブローを食らうこともあり得る。契約解除から6カ月経って、保証会社が支払不能に陥り、清算手続中であることを知らされる。あなたの受け取った下請ボンドに価値がなくなったことが明らかになる。

下請ボンドのリスクは、保証会社の清算手続によって、一挙に高まる。清算手続では優先権 (Priority claims) に対する支払と管理費に対する支払が終わった後には、ボンド・クレーム (保証金請求権) に支払うべき金銭は一切残っていないように見えるからである。そこで、あなたは法律相談を求める。工事所在州において、保証会社は、保証会社が引き受けた保証証書に記載された被保証者の利益を保護するために、州保険コミッショナーによって管理されている資金にお金を拠出する義務がる。

ペイメント・ボンド条項は、下請契約に定めた工事の履行において、労務と資材を供給したすべての人の利益を守ることにあるとその目的を規定している。文言に従うと、あなたは、州保険コミッショナーによって管理される資金からの取立てを請求できることになる。あなたの損失はペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドからの十分な支払によって補填されるべきだと主張できるからだ。下請工事の完成により、あなたはペイメント・ボンドの受益者としての資格を取得する。あなたは、下請契約に基づく工事履行において、労務と資材を提供したものに該当するからである。

およそ5年はかかる訴訟手続に従えば、あなたは両方のボンドから、合わせて42万ドルの保証金とその利息の支払を勝ち取ることができる。これによって、あなたが被った損害の苦痛 (ドライ・ウォール工事の債務不履行の結果生じた損害、すなわち直接費・間接費は両ボンドの合計保証額をはるかに上回るものであった) は、和らぐであろう。

この事例が良い結果を生んだ理由として、次の3点を上げることができる。

①保証会社は支払不能であるけれども、州政府管理の資金に対するボンド・クレームによって救済を受けることができた。②下請業者は下請契約で定めた金額のあるボンドを、ペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンド

と別々に取得できた。仮に下請業者が「ペイメント・パフォーマンス・ボンド」と表題のあるただ一つのボンドだけを取っていたとすれば、単一ボンド下での保証責任は、下請契約金額か、あるいは21万ドルに限定される。③ペイメント・ボンドの特別条項は、元請業者を労務と資材の供給者としてボンド・クレームを行うことを認めていた。

実際にあった本ケースが示しているように、今日の建設市場においては、元請業者は、自らのリスクをできるだけ効率的に管理していることを確認しておくことが必要である。元請業者が下請ボンド及びそれ以外の保証手段を受けてリスク管理を行う際に実務上必要なチェック・リストを次に紹介する。

#### 1. 下請業者にボンドを求めるポリシー（会社方針）を持っているか。

すべての下請業者からボンドを取るポリシーを持つことが大切である。最も優秀な下請業者でさえトラブルに陥ることもある。また、下請業者の財政状態は、下請契約時と債務不履行時とでは大きく変化する可能性がある。さほど重要でない下請業者は別として、それ以外の全ての下請業者からボンドを取ることは、将来発生するかも知れないリスクを回避するための安全弁である。一般的に保証料は下請契約金額の0.5%から2%とそんなに高くない。もし元請業者がポリシーを一貫せずにケース・バイ・ケースでボンドを取ったり、取らなかつたりしている場合には、元請業者は、下請業者の質と業歴（すなわち、下請工事の規模－工期、連続性、複雑性）をチェックする必要がある。下請金額が大きくなればなるほど履行リスクとその度合いはますます大きくなる。工期の短い工事は、複雑な工事や工期の長い工事ほどのリスクはない。下請入札において他との金額の差が大きいものは危険信号であると見なして、最低価格者と下請契約を結ぼうとする場合には、ボンドを必ず取るべきである。もし下請業者自身が、元請として数箇所の現場で工事を施工している場合には、債務不履行のリスクが大きいといえるので、ボンドを取ることが望ましい。同様に、元請業者は、下請業者の債務不履行時に自らが履行できる能力を検討しておくことも必要である。

#### 2. ペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドを別々に取っているか。

ペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドが別々の書類として発行される場合でも、下請ボンドの保証料は増えない。もしペイメント・ボンドと

パフォーマンス・ボンドが単一樣式あるいは書類として発行される場合には、保証金額はペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドのそれぞれの限度額を組み合わせたものになる。別々にボンドを取る方が利点大きい。保証会社から受益者に対するペイメント・ボンドの支払額は、パフォーマンス・ボンドの支払額に影響を与えない。先の事例において、保証会社がペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドの両方の責任を兼ねた書類を発行していたとすれば、元請業者は「42万ドル」ではなく、「21万ドル」の損害しかカバーできなかったであろう。

3. 保証会社からより大きな利益を得るために、独自のボンド様式を検討したことがあるか。

一般的に使用されているA I A（米国建築家協会）様式であるA 3 1 1は、保証会社の責任をはっきりと説明していない。保証会社の元請業者に対する責任を限定しているボンド様式もいくつかある。たとえば、いくつかのパフォーマンス・ボンドでは、保証会社は「履行」しないことを選択できるようになっている様式もある。この様式の下では、保証会社は「保証金の支払」をすることによって責任を果たしたことになる。この規定のために、工事履行後早い時期に債務不履行が発生した場合でも、保証会社は保証金の支払によって、他のいかなる債務からも逃れることが認められている。

これとは対照的に、もし保証会社が「履行」することを選択する場合には、完成に要する費用は保証金額を上回る可能性が高い。もし元請業者が独自のボンド様式を準備できるのであれば、元請業者は標準的な文言からなるボンド以上に手厚い保護を受けることができる。しかしながら、保証会社は、自らが使い慣れないボンド様式による契約を嫌う傾向がある。

1984年には、A I Aから、パフォーマンス・ボンド・フォーム草案「A I Aドキュメント A 3 1 2」が示されている。これは、パフォーマンス・ボンドの文言を現代文に直し、保証会社、債権者そして債務者のそれぞれの権利と義務を明確に示したものである。元請業者にとっては、自分の弁護士とボンド取扱代理店 (bond agents) に相談し、独自の様式を検討するのに役立つものである。

パフォーマンス・ボンドの様式には、主たる債務者の債務不履行時には保証会社に履行させることができる規定を盛り込むべきである。パフォーマンス・ボンドは、必ずしも保証会社に下請業者の債務不履行時の義務を負わせ

ていない。実際のところ、ボンドは、下請業者が履行できない時には保証会社が支払うとの金融保険 (financial assurance) として通用している。このようなボンドの下では、下請業者の債務不履行から発生したであろう元請業者の損害を弁済するよう裁判所が保証会社に命じるまでは、保証会社は保証契約に基づく支払をしないことが許されている。

しかしながら、特別条項がある場合には、パフォーマンス・ボンドを発行した保証会社に対して、下請業者の債務不履行後速やかに下請業者の義務を引き受けて、履行するか、あるいは保証金の支払を行うかのいずれかの選択をすべきことを求められる。もし特別条項が使われているにもかかわらず、保証会社がいずれの選択をもしない場合には、保証会社は保証額にはしぼられずに、元請業者が完成に要した費用の全てに対する支払責任が発生する。

標準的なパフォーマンス・ボンド様式に対するもう一つの望ましい修正は、下請契約の金額が変更（増額）になればこれに対応して、保証金額の変更（増額）を保証会社に要求できる条項を設けることである。この条項がない場合には、パフォーマンス・ボンドの保証金額は、下請契約の金額が実質的に増加したときでさえも、「仕事の範囲の変更」(scope changes) を理由にした保証金額の増額は認められない。

もし元請業者が独自のボンド様式を作成し、これの使用を要求できるのであれば、元請業者は損失額のカバーレッジを高めることができる。このことは、下請業者の債務不履行から元請業者の利益を守るというボンド本来の目的を達成することにも役立っている。もちろん、いうまでもないことだが、最終的なボンド様式の文言については、元請業者の利益と下請業者を保証する保証会社の利益との調和が必要である。

(担当 久保田)